

令和元年度（第4回）新居浜市職員採用候補者登録試験要綱

1 受付期間

令和2年1月6日（月曜日）から令和2年1月17日（金曜日）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで）に受け付けます。

なお、郵便の場合は、締切当日（令和2年1月17日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてのみ受験することができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
消防士 (上級中級)	若干名	救急救命業務及び消防業務に従事します。
建築技術 (職務経験者)	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
土木技術 (職務経験者)	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
情報技術 (職務経験者)	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、専門的業務に従事します。

注 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

3 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除く。）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
(11 参考（地方公務員法－抜粋）を参照)
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学歴等	年齢
消防士 (上級中級)	日本国籍を有し、①から③までの要件を満たす者で、救急救命士の資格を有するもの ①視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者 ②聴力が左右正常である者 ③準中型免許取得者（車両総重量7.5tに限る。）又は令和2年度中に取得できる者	平成6年 4月2日以降 に生まれた者

試験区分	学歴等	年齢
建築技術 (職務経験者) ※注1	1級建築士の資格を有する者で、建築工学関係の職務経験が直近6年中3年以上あるもの(令和2年3月31日までに3年に達する場合を含む。)	昭和55年 4月2日以降 に生まれた者
土木技術 (職務経験者) ※注1	1級土木施工管理技士の資格を有する者で、土木工学関係の職務経験が直近6年中3年以上あるもの(令和2年3月31日までに3年に達する場合を含む。)	昭和55年 4月2日以降 に生まれた者
情報技術 (職務経験者) ※注2	<p>独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、応用情報技術者試験以上の試験に合格している者で、プロジェクト・マネジメントの職務経験が通算5年以上あるもの(令和2年3月31日までに5年に達する場合を含む。)</p> <p>※注 受験資格の対象となる試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応用情報技術者試験 ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・情報処理安全確保支援士試験 	昭和50年 4月2日以降 に生まれた者

※注1 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員(正職員)としますが、正社員(正職員)以外の雇用形態であっても、一事業所において、週37時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員(正職員)の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、週37時間の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等(病気休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 「直近6年」とは、平成26年4月1日から令和2年3月31日です。「直近6年」の期間外の職務経験は、受験資格の職務経験に該当しません。
- ⑤ 試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます(証明書の取得が困難な場合は、申込前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。)

※注2 ※注1から④の条件を除く。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 職務遂行に必要な一般教養及び事務能力について試験を行います。(社会人全般に求められる基本的な資質をみる試験です。いわゆる「公務員試験対策」は必要ありません。)

イ パーソナリティ検査

ウ 作文試験

(2) 第2次試験(2月中旬実施予定)

ア 口述試験、面接試験など 全ての試験区分について行います。

イ 体力テスト 消防士のみ行います。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和2年1月26日(日) 8時30分～13時00分 (試験の進行状況によっては、終了時間が多少前後する場合があります。別紙参照)	市役所本庁舎	令和2年2月上旬に庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		

※ 第1次試験の結果(本人の点数、順位及び合格者の最低点)をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。ただし、第1次試験合格者は除きます。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。

この名簿の有効期間は、原則として令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

(2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳） 182,200円 程度

中級（20歳） 163,100円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

(1) 申込用紙の請求 …… 令和2年1月6日（月曜日）からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口で請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記して94円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書と受験票を印刷することができます。申込書は、A4サイズで両面印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。

なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください。

ウ 郵便による申込みをされた方で、令和2年1月23日（木曜日）までに受験票が届かない場合は、人事課へ御連絡ください。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市ホームページ

<http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動及び昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参 考（地方公務員法一抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
（郵便により申し込まれた方については、試験当日に受験票を交付します。）
 - 2 駐車スペースに限りがありますので、試験会場への車の乗り入れは出来るだけ御遠慮ください。
 - 3 新居浜市庁舎は敷地内全面禁煙になっておりますので、喫煙は敷地外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
 - 4 試験当日は日曜日のため、市役所本庁舎1階の通常の入口は利用できません。市役所本庁舎1階南側の「夜間・休日専用入口」の表示に従い、地下1階へお進みください。宿直に受験者用の名簿を用意していますので、そちらに時間等を記入してからお入りください。
- ※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。
- 特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況に御注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。